在留資格「特定活動9」への変更の手順

1 国際交流推進センターへの書類提出

※大学等を卒業した留学生が、卒業後、「就職活動」を 行うことを希望する場合

次の 5 点をセンターに提出してください。在留期限日ではなく本学での在籍が終了する日までに申請 するようにしてください。

- ① 在留資格変更許可申請書 *「申請人等作成用 1、2、3、4」を作成する *本学 HP もしくは申請書は法務省 のウェブサイトからダウンロードできます。(「特定活動
 - 9」で検索)([URL] https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities14.html)
- ② 在留カードの表・裏面コピーとパスポート顔写真ページのコピー
- ③ 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書
- 4 卒業証明書
- ⑤ 継続就職活動を行っていることを明らかにする書類(就職活動記録、選考結果通知書類など)

2 国際交流推進センターから書類の受け取り

提出して3日以降に申請書を受け取りに来てください。大学からの推薦状と提出書類を併せてお渡しします。

|3 広島出入国在留管理局への申請

必要書類を取り揃えて入管へ在籍最終日までに提出します。書類不備等ない限り即日発行されます。

持参するもの

- パスポート 在留カード
- 経費支弁に関する書類(預金通帳やアルバイトの給与明細など。通帳は提出直前に記帳します)
- 手数料納付書(4,000円)入管の1階売店で収入印紙が購入できます

【注意事項 Notes】

- * 在留期限3か月前から在留資格変更の申請ができます。
- *書類は可能な限り A4 サイズで揃えてください。
- * 消えるボールペンは使用不可

広島出入国在留管理局 | 受付時間 9:00~16:00 | (土・日曜日、休日を除く)